

月刊

中小企業の経営者、経理総務担当者に贈る

「プロが答える税務労務Q & A集」

(Q & A集は当事務所のナレッジページの編纂に依っています)

<http://www.cg1.org/>

2009年7月度版

執筆・編集 大阪税理士事務所

written by Tax Account Office

飲食店の税務調査では「まかない」の処理に要注意？

質問日 : 2009/07/12

[タイ](#)料理を提供している飲食店です。先日[税務署](#)が税務調査に来て、やたらと「まかない」の処理を指摘されました。社内消費の処理ができてないので追徴課税になったのですがいまいち意味が分かりません。どうして「まかない」の会計処理が必要なのですか？

飲食店の税務調査は「売上計上漏れ」と「まかない」がキー！

回答日 : 2009/07/19

自家消費・社内消費・まかない。ほっておくととんでもないことに・・・

現金商売である飲食店の税務調査といえば、何をチェックされると思いますか？

現金商売の場合は、現金で売上が入りますね。B to B ビジネスであればほとんどが預金入金となるので、そこに操作の余地はありません。しかし現金であれば、その売上金をポケットに入れてしまえば簡単に売上金額を調整できたりするのですね。

ですので、現金商売の税務調査における王道は「売上計上漏れ」になります。ところが、この売上計上漏れを調査で発見するのは結構難しい。事前連絡なしの調査で突撃して、現金実査あたりを行わなければ、ポケットに入った売上金を見つけるのはかなり難しいのです。

自家消費・社内消費・まかないは「穴」です！要注意です！

もう一つの大きなポイントは「まかない」ですね。

「自家消費」「社内消費」「[まかない](#)」。

これらの処理は適切に行わなければなりません。

そして、多くの飲食店が「まかない」の処理を行っていないのです。

「まかない」の材料はどうやって処理していますか？

普通のしっかりした飲食店ならば、「仕入」等で処理をしているはずですよ。

そして、「まかない」で消費した場合に、何も処理をしていないケースが多いのではないのでしょうか？

コレがポイントです。経費で計上してるのに、売上ゼロ！？

これはおかしい。

一般販売価格での売上計上は必要ないとしても、その70%程度での売上計上は必須になります。現実として、多くの飲食店が税務調査でこの「自家消費」を指摘され、多額の修正申告を余儀なくされていますので注意が必要です。

先週税務調査が来ました。やたら強引でしたがなぜ？

質問日 : 2009/06/12

先週当社に税務調査が入りました。例年と違ってかなり細かく調べられ、強引だった印象があります。これには何か理由があるのでしょうか？ちなみに当社の事業規模等は前回調査時から大きな変化はないのですが・・・

6月は税務調査が強引になりやすいと言われます

回答日 : 2009/06/13

ひよっとするとタイミングの可能性はあります

国税の年度初めは毎年7月10日です。

つまり、7月10日をもって調査官は[国税局](#)や[税務署](#)に異動するんですが、この人事異動の発表は6月30日に一斉に行われるんですね。つまりそれまでは誰もどこに行くか分からない。

そして、税務調査官には引継業務が基本的にはありません。だから、どの調査官も異動後に業務を残せないため、自分の異動前に担当している税務調査をすべて終わらせなければならないわけです。

だからというわけなのでしょうが、6月中旬ぐらいの時期には、税務調査官の強硬な手法についてよく聞きます。

修正申告で決着できそうにない案件は、更正という強硬手段に打って出てくることも考えられます。

調査官としても「更正はしたくない。修正申告で終わらせたい」と思ってます。

勿論100%というわけではありません。でも、この時期はじっくり交渉する時期なのかもしれませんね。

税務調査で交際費の一部が役員賞与とされた。なぜ？

質問日 : 2009/06/05

建設業を営む従業員 30 名程度の会社の経営者です。先日税務調査があり交際費のうちの 100 万円が役員賞与とされました。税金がかなり増えました。どうしてなのでしょう？

事業に関連のない人への接待は交際費にはなりません！

回答日 : 2009/06/10

まず、交際費の意味合いを知りましょう！

交際費等とは、「得意先や仕入先その他事業に関係のある者」に対して**接待**、**供給**、**慰安**、**贈答**その他これらに類する行為のために支出するものです。交際費の対象は得意先、仕入先その他事業に関係ある直接の利害関係者だけでなく、間接的利害関係者、会社の役員、従業員、**株主**等も含まれるんですね。

期末**資本金** 1 億円以下の場合であれば 90%が損金算入可能です（但し年間 400 万円まで）

5,000 円以下の飲食交際費は会議費でも OK（資本金額問わず）。
(但し、自社の役員や従業員・その親族のための飲食費は金額に関係なく交際費！)(でも、関係会社間であれば会議費 OK です。自社ではないので)

使途不明交際費は全額が損金不算入（資本金額問わず）。

使途不明交際費が「**使途秘匿金**」に該当する場合、損金不算入とされた上、追加で 40%の税率による追加の課税が行われます。

(使途秘匿金とは、相当の理由なく相手方の氏名等を帳簿に不記載で、取引の対価による支出ではない支出ですね)

税務調査では「交際費」のどこを見る？

支出の事実があるかどうか。
つまり、接待行為があったかどうかですね。

使途が明らかかどうか。
どこにどれだけ払ったか分かるようにしておかなければなりません。

支出の相手は事業関係者か
得意先、仕入先その他事業に関係のある者でないとダメです！

会議費って何だろう？？

会議費とは、会議に関連して、[茶菓子](#)、[弁当](#)その他これらに類する飲食物を
供与するために通常要する費用を言います。

社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない
飲食物等は 交際費に含めなくても大丈夫です！
昼食程度の範囲内で会議としても実態があれば、[ホテル](#)でも大丈夫です！
逆に言うと、一人あたり 5,000 円を超えていても会議という実態であれば問
題ないです。

一人あたり 5,000 円以下の飲食代は会議費としてもOKです！
[領収書](#)や[レシート](#)を見て 1 人あたり 5,000 円以下かどうかで判定されます。
つまり明細が必要です！（誰と何人で行ったか等）
5,000 円の判定基準(税込？税抜？)は会社の経理処理に従うこととなります。

一人あたり 5,000 円を超える飲食費は全額が交際費となります。
つまり飲食費 1 万円のうち、5,000 円部分だけを会議費！、なんてことはでき
ないんです！

特約店に看板プレゼント！経費で落とせる？

質問日：2009/06/05

従業員 20 人の小さなメーカーの経営者です。この度新しく特約店になってくれる会社が出来ました。看板と陳列棚をプレゼントして経費計上したのですが、先日の税務調査でこれは経費に落とせないといわれました。どうしてですか？

他社に何かをプレゼントするときは注意が必要です！

回答日：2009/06/09

看板も陳列棚もモデルハウスも繰延資産！？

法人が製品等の[広告](#)宣伝用に「陳列棚等の資産」を特約店等に対して贈与した場合、法人税法上、製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用は、[繰延資産](#)とされているんです！！

これは税務調査のときに結構見られます。こういうケースは常識的に考えると経費で落とせると思ってしまいうんですね。だからこそ注意が必要なんです！

どんな内容なのでしょう？

<例>

特約店等に対し自己の広告宣伝等のため、
広告宣伝用の資産([看板](#)、[ネオンサイン](#)、[どん帳](#)、陳列棚、車、展示用モデルハウス等)

を贈与した場合のその資産の取得価額相当額。

また、著しく低い価額で譲渡した場合には譲渡価額と取得価額との差額。

上記の広告宣伝用資産の取得を条件に、特約店に対し金銭を贈与した場合の贈与額

< 注意点 >

この繰延資産は何年に渡って費用化されるのでしょうか・・・。
その資産の耐用年数の7/10に相当する年数が繰延資産耐用年数になります。
但し、その年数が5年を超える場合は5年とされています。

販売業者等がメーカーから広告宣伝用資産の贈与または低廉譲渡を受けた場合広告専用資産の受贈益の取り扱いを受けることになるので要注意です！

市場価格100万円の陳列棚を10万円で買った場合は、資産は100万円計上として受贈益が90万円たつこととなります！

ちなみに、法人税法上の繰延資産の耐用年数は[国税庁サイト](#)に詳しいです。

書き損じ領収書。今まで捨ててました。ヤバイ？

質問日 : 2009/05/20

商店街の店で雑貨を販売しています。お客様には領収書を発行しているのですが、よく書き損じをして領収書を捨ててました。ちょっと心配なんですけど・・・

書き損じた領収書や請求書は絶対に捨ててはダメです！

回答日 : 2009/06/07

現金商売を行う全ての方へ

はっきりいって現金売上の商売は、売上の調整をいくらでもできます。もらったお金をそのままポケットに入れてしまえば分かりませんからね。

だからこそ**領収書**は大事なのです。

税務調査を考えると、連番が付してある複写式の領収書を発行するとか、途中でいじったりできない全自動のレシートを発行し続けるとか、そういった信用性の高い売上処理が求められます。

領収書の処理について

結論からいきます。「領収書を破り捨てる行為は絶対にヤバイです」

現金商売の方々は領収書を書き損じたとき、どのように処理しているのでしょうか。書き損じて結構起きますよね。その領収書を破棄することだけは絶対にマズイですね。

通常領収書は、1枚目が客用、2枚目は自社用控になっていると思います。書き損じた場合の処理として1枚目を捨てるとしましょう。でもこれは書き損じなので売上計上はしていません。でもこれが書き損じだという証拠も残っていません。税務調査ではまず疑われるケースです。だからといって、1枚目も2枚目も強引に捨てたとしましょう。連番処理している領収書が中抜けになります。これが書き損じだということをどうやって税務調査官に説明できますか？まずもって信用性はゼロです。

領収書の破棄によって、売上を計上しないケースは多々あります。
税務調査官も勿論そのことを知っていますし、疑ってかかります。

書き損じ領収書を捨ててしまうと、「書き損じ」なのか「不正をしたのか」が判断できないんですね。疑いの目が強くなってしまいます。印象も悪いです。

ではどうしたらいいのでしょうか？

簡単です。書き損じた部分は捨てるのではなく×印等を付して「控えも客用も」そのまま残すのです。これだけで、調査官に与える印象が全く変わります。

つまり、「この会社は書き損じをしても領収書を破り捨てない、きっちりした処理をしてるのだ」という思いにさせることができます。

これは何も領収書に限ったことではありません。

領収書以外の見積書・受注書・発注書・注文書などにおいても共通しています。

現金商売の税務調査

現金商売の税務調査では、まちががなく売上計上処理もチェックされます。

だからこそ領収書の処理は本当に大事になってくるんですね。

全てがB to B取引などで、預金入金であれば通帳に証拠が残るのですが、かといって現金商売をやめるのも難しい話ですね。

最近、[クレジットカード](#)決済可能な店舗等が増えてきていますが、クレジット入金であれば売上計上漏れは考えにくいですからね。(ってというか明細見れば一発でばれます)そういう意味のリスクはなくなりますね。

どちらにしろ、現金商売は税務調査の突っ込みどころ満載になります。

そのリスクは十二分に理解されて日々の処理を進められることをお勧めします。

いきなり税務署が来た！ この場合はどうするの？

質問日 : 2009/04/20

先日何の予告もなくいきなり税務署が税務調査に来ました。焦ってしまって、とりあえず入ってもらったら、修正申告・追徴課税になりました。こういう場合はどうすればよかったのでしょうか？

いきなり税務署が来たときの3箇条があります！

回答日 : 2009/04/29

予告ナシの税務調査もよくあります

税務署の職員が「予告無し」で調査に来ることは、実はよくあることです。

ここで一番良くないのは動揺することです。

あることないこと喋ってしまったり、認める必要のないことを認めてしまったり、というのが一番勿体無いですから。

動揺する事例として考えられるのは、特に以下の二つです。

予告ナシで会社に税務署が調査に来たとき

予告ナシで社長の自宅に税務署が調査に来たとき

特に、『春』『秋』は税務調査の季節です！

税務署の奇襲に対して『やるべき3箇条』があります。

とにかく、たった3つだけやれば、大きなミスにはなりません。

だから、この3つは覚えておくことをお勧めします。

- < 1 > 税務調査官を中に入れない（待ってもらう）こと。
- < 2 > その後、すぐに顧問税理士を呼ぶこと。
- < 3 > 税理士を待つ間でも税務調査官とは何も話をしないこと。

税務調査で重加算税をかけられた。重加算税とは？？

質問日 : 2009/03/20

先日税務調査が入りまして、重加算税をとられました。会社として何の意識もなくやったことなのですが、素直に受け入れるしかないのでしょうか？

重加算税の話が出て、悪意がなければおかしな話です

回答日 : 2009/04/09

税務調査の担当者によって異なるので要注意です！
まず、基本的なラインとして、言えることがあります。
それは、税務調査官は[重加算税](#)をかけたがるということです。

こういう事例がありました。
普通の調査が終わった段階で、単なるミスの項目に重加算税がかけられていたというものです。税理士からの反論により、調査官はあっさり主張を引っ込みましたというのです。

こういう場合もあるのです。
だから、絶対に調査結果内容については、会社側でしっかり吟味すべきです。

重加算税とはどういったものなのでしょうか？
「重加算税」とは追徴課税の中でも最も税率の高いもので、悪質な租税回避、脱税に対して課せられる税金です。無申告、過少申告、不納付の場合において、意図的に事実の全部もしくは一部を隠ぺい又は仮装等を行った場合に課せられます。つまり、「単なるミス」はレベルの違う行為があったときのモノです。ですので、意図的に何かをやらかしていなければ、徹底的に反論すべきです。なぜなら、重加算税の額はかなり大きくなるんですから・・・

重加算税の税率は??

過少申告税においては追加本税の 35%

無申告加算税においては納付税額の 40%

不納付加算税においては納付税額の 35%

たいていの場合、これだけでは済みません。

重加算税は税金面からのペナルティとなって以上の税負担となりますが、

このような場合は、得てして脱税行為とみなされます。

こうなれば社会的なペナルティも受けることになってしまいます。

意図的に何かをする行為、これだけは絶対にやめましょう。

どんな会社が税務調査を受けやすいの？

質問日 : 2009/02/20

会社を設立しました。税務署がいつ来るのかちょっとドキドキしてます。
どんな会社が税務調査を受けやすいのでしょうか？

確率論で言えば、税務調査が入りやすい会社はあります！

回答日 : 2009/02/22

税務署の[税務調査](#)といっても、人員に制限がありますので、効率よく調査を行うために、調査対象の絞込み段階で、準備調査を行っています。
ここで、ある程度、狙いを定めているんですね。
どんな準備調査なのでしょう。

よく言われているのは、「流行りの業界」や「好調な業種」に
重点を置いているということです。

その上で、基本的に注目されやすい会社の特徴は以下とされています。
不正計算をしているという噂や資料がある。

無申告者だが事業活動が相当程度行なわれている。

[設備投資](#)が盛んである。

[欠損金](#)の繰戻し還付請求を行なっている。

以前調査をした会社と取引関係がある。

[銀行](#)等からの借入金が多い。

あくまで、参考程度の情報です。

「絶対」はないので、毎日毎月、しっかりとした経理作業を行いましょう！

この夏、取引先にうちわを配りたい！交際費？？

質問日：2009/07/23

[ペットボトル](#)を製造している中小メーカーです。この夏、取引各社に[うちわ](#)を配ろうと考えていますがこれは交際費？広告宣伝費で処理できないですか？

単価が小さい物品であれば広告宣伝費としても問題なし！

回答日：2009/07/29

交際費を極力広告宣伝費にすれば節税になります！

[カレンダー](#)、[手帳](#)、[扇子](#)、うちわ、[手ぬぐい](#)等の小額の物品を多数の者に配布することを目的とし、主として広告宣伝的效果を意図していれば交際費ではなく、広告宣伝費とすることも可能です。

ということは、[筆記具](#)や[タオル](#)等に社名を入れたような場合も、小額で、かつ、広告宣伝を意図していることになるので、広告宣伝費としても問題ないでしょう。

概ね、単価が3,000円以下であれば広告宣伝費として処理しても大きな問題にはならないといわれています。

「金額」と「目的」、これに注意しましょう！

事例の度に節税を意識しましょう！

例えば、

取引先のスタッフ等への取引の謝礼は現金だと交際費になりますが、小額物品で渡して、目的が販売促進や広告宣伝と見ることができれば広告宣伝費処理も可能ですね。

例えば、

でも、金額が3,000円以下であっても、お土産として渡したり、商品券や旅行券、[ビール券](#)、[図書券](#)、[ゴルフボール](#)を手渡してしまうと、販売促進や広告宣伝の意図とは見なされず交際費処理しなければなりません。

< 結論 >

どのような目的で、誰に、いくらの物品を、渡すのか。

これに注意しましょう！！

税金対策として赤字会社を休眠。これは効果あり？

質問日 : 2009/07/21

[ゼリー](#)を製造している[お菓子](#)メーカーです。赤字子会社を[休眠](#)させたら節税になると経営者仲間に言われました。そんなことがあるのでしょうか？

うまく使えれば節税対策にならないわけではありません！

回答日 : 2009/07/27

赤字会社を休眠されると・・・

[青色申告](#)の場合、赤字会社を休眠させるケースが稀に見受けられます。これは青色申告の特典である、「赤字の7年間繰越」を狙っているものと思われる。

でも、話はそう単純ではありません。

< 注意 1 >

青色申告は、毎年継続して申告する必要があります！

例えば、以下のような場合。

第一期：赤字 2,000 万円

第二期：赤字 1,000 万円

第三期：休眠のため無申告

第四期：休眠のため無申告

第五期：黒字 1,500 万円

これでは、第五期の黒字を過去の赤字と相殺できません。

なぜなら、青色申告を「連続して」提出していないからですね。

休眠期は無申告で、青色申告を提出していないので、赤字繰越ができないのです。

<注意 2 >

青色申告は毎年継続して申告する必要がありますが、これは、「相殺期の申告書を提出したタイミング」で判断します。

上記「注意 1」の際に、どうすればよいかのヒントになります。つまり、第三期と第四期の青色申告を期限後になっても提出すれば「連続した青色申告」と判断してくれるわけです。

でも、判断のタイミングは「相殺期の申告書を提出したタイミング」！

つまり、第五期の申告書を出す前に第三期と第四期の申告を済ませる必要があるのです！

仮に、第五期の申告書を提出した後で、第三期と第四期の申告を行うと「相殺期(第五期)の申告書を提出したタイミング」では青色申告は連続していないので、どうしようもありません！

休眠という手段は使い方を間違えれば、何の意味も持ちませんね。だからこそ、会社休眠という手段は慎重に行うべきではないでしょうか。

退職金を分割支給しても問題ないですか？

質問日 : 2009/07/18

[ヒアルロン酸](#)入りの[リンス](#)を製造している創業 50 年の老舗中小メーカーです。不況で退職金を払う払う余裕がなくなってきつつあります。分割払いって難しいでしょうか？

明確な規定はないので分割払いも一手になる可能性あり！

回答日 : 2009/07/24

退職金を分割払いする際の処理

一般的な実務処理として、役員[退職金](#)は一括支給し、支給年度に全額経費計上となりますね。

しかし、会社の資金繰りによっては金額の大きい役員退職金を一度に支払うのが難しい場合もありますね。これを分割できるかどうか、できれば資金繰りに余裕は出ますよね！加えて、未払金計上して、最初の事業年度に退職金全額を計上できれば節税効果も見込めます。

退職金を分割払いする際の処理

法人税法では、役員退職金の経費計上時期は、「[株主総会](#)の決議等により、具体的に金額が確定した日の属する事業年度」が原則となります。

言い換えると、分割支給であったとしても、総額は総会決議で確定すればその事業年度で全額を経費計上できるという話になりますね。

(支払い方法が一括か分割かの違いだけです)

抑えるべき注意点もあります！！

退職金の総額を株主総会等の決議で確定しておかなければなりません。

(もちろん議事録を残しましょう！)

(年金ではなくて退職金一時金の分割払いの旨を残しましょう)

支払い期間が長くなりすぎるとリスクありです！

支払い期間が長い場合には、退職年金と見なされてしまい、税務調査で否認される可能性が出てきます。

退職金の総額を一括で経費におとすことが認められないケースがあります。というのも、分割期間が長期にわたると退職年金とみなされる可能性があるためです。

退職金には一時金と年金の2種類がありますが、もし退職年金とみなされると支払った年度でのみ経費に計上することが認められる。

(退職金総額を最初の年度に経費計上することはできません！)

退職金受給者の税金は、一時金だと「退職所得」、年金だと「雑所得」となり、概して「退職所得」の方が、所得税な住民税の納税が少なくなります。つまり、貰う人にとっても退職年金と扱われると損になる場合が多いのです！

退職金(一時金)か、退職[年金](#)か

この判断基準に明文規定はありません。支払いが10年にも20年にもなる場合は、退職一時金で引っ張るのは難しいですね。

2~3年以内で全額支給が完了し、適切に株主総会議事録に記録があって、分割払いの合理的な理由があれば、退職年金と判断されない場合が多いものと思われま

社内のメンバーでよく飲み会をしますが節税対策ある？

質問日 : 2009/07/18

[墓石](#)製造・販売の中小企業です。社内のメンバーでよく懇親会とかを定期的に行ってます。毎回毎回交際費で処理しているのですが、何とかうまい節税方法ってあるのでしょうか？

一番ベストはあらかじめ給料から天引きしておくことでしょうか

回答日 : 2009/07/22

交際費？福利厚生費？会議費？

従業員や役員の社内でのメンバーで食事する機会は結構ありますね。税務上、福利厚生費となればいいのですが、交際費とされる場合もあります。交際費になると一部が損金不算入となりますね。

< 参考事例 >

役員会での[弁当](#)支給は会議費で計上可能！

役員会後の懇親会費は通常は交際費処理です！

[福利厚生](#)費として全額損金処理ためには、全員に参加資格があり、半数以上が参加する必要があります。役員だけの懇親会は社内交際費になります。

福利厚生費の条件については[こちらのページ](#)にも詳しいです。

税金をうまく節税する方法はあるのでしょうか！？

ポイントは所得税に注目です！

社内で宴会や懇親会を開催する場合には、「会費制」で行い、「給与天引き」すると、ちょっとお得になります！

例えばは、全員の給与から毎月 1,000 円を差し引いて、その資金をもって全員参加の懇親会に充てるんですね(天引き部分は交際費のマイナス項目として)。

多少の差額は会社が交際費として負担すればいいのです。

社員の会費をあらかじめ決めておいて、給料から差し引くことで所得税や社会保険料が少し下がる可能性があります。

その場その場で支払うよりは賢明な処理になるでしょう。

30万円以下の車やパソコンが節税に役立つのは本当？

質問日 : 2009/07/12

[整髪料](#)を製造している中小メーカーです。今年は大きく利益が出そうなので節税を今から考えてます。30万円以下の[車](#)や[パソコン](#)や[机](#)や[エアコン](#)等は節税効果があるのですか？

30万円未満の資産をうまく買くと節税になりますね！

回答日 : 2009/07/18

金額の低い固定資産を取得した場合の処理

減価償却資産の取得価額の損金算入等は、以下の3つを知っておきましょう。

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入

一括償却資産の損金算入

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入

以下の条件を全て満たせば、全額当期の損金に算入OKです！

使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満。

事業の用に供した日の属する事業年度で損金経理をすること。

<注意！>

取得価額が10万円未満とは通常一単位として取引されるその単位毎に判断！

消費税等の経理処理方式(税込方式か税抜方式か)に応じて判定！

[償却資産税](#)の課税対象にはなりません！

一括償却資産の損金算入

3年で均等償却する方法です。

取得価額 20 万円未満の減価償却資産を事業の用に供した場合、損金経理をした金額のうち、下記で求めた金額に達するまでの金額(損金算入限度額)は、損金の額に算入してもOKです。但し、事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告書に、一括償却対象額の記載があり、かつ、計算に関する書類を保存する必要があります。加えて、別表 16(6)を添付しなければなりません。

< 損金算入限度額 >

一括償却対象額 × 当期の月数 / 36

< 注意！ >

取得価額が 20 万円未満とは通常一単位として取引されるその単位毎に判断！

消費税等の経理処理方式(税込方式か税抜方式か)に応じて判定！

償却資産税の課税対象にはなりません！

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例

中小企業者等が、取得価額が 30 万円未満である減価償却資産を取得した場合、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。

< 対象法人 >

資本金 1 億円以下の法人

常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

青色申告法人

< 対象資産 >

取得価額が 30 万円未満の減価償却資産 = 少額減価償却資産。

一事業年度における少額減価償却資産の取得価額合計額が 300 万円が限度。

< 要件 >

事業の用に供した事業年度で、取得価額全額を損金経理するとともに、別表十六(七)を添付しなければなりません。

<注意！>

取得価額が30万円未満とは通常一単位として取引されるその単位毎に判断！機械及び装置については1基毎等に、工具備品については1個や1セット毎等に判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体で機能が発揮不能な物は一工事等毎に判定！カーテンなら1枚1枚ではなく部屋毎の金額で判断したり、(カーテン1枚では機能が発揮できないため)応接セットも椅子やテーブルをセットにして30万円未満か否かをセットで考えます。連結して使う書棚等も部品個々の単価ではなく完成時の総費用で判断します。逆に、1つ1つでも機能を発揮するテーブルを偶然10個買った場合は1個の単価で判断しても問題ありません！消費税等の経理処理方式(税込方式か税抜方式か)に応じて判定！

中古資産でもOK！

償却資産税の課税対象になります！

資本的支出については、資本的支出の取得価額の特例の規定の適用を受けて新たに取得したもので、既に有する減価償却資産の改良・改造等のための支出なので、原則として「取得し、又は製作し、若しくは建設し」に当たりません！しかし、資本的支出の内容が、単独資産としての機能の付加である場合等の場合で、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、この規定の適用は可能です！

[国税庁のホームページ](#)を参照下さい。

会社で行うパーティは交際費？節税できないの？

質問日 : 2009/07/09

[阪神タイガース](#)大好きな[掃除機](#)販売会社の社長です。最近定期的に会社主催のパーティを行っていますが、毎回交際費計上しています。お[祝い](#)等をよく貰うのですがこれは収益計上しています。すごく損している気がするのですが何とかありませんか？

会社主催のパーティは絶対に会費制にすべきです！

回答日 : 2009/07/14

パーティを開催すると二重損になる危険性！

会社が主催する[パーティー](#)などの費用は交際費とみなされます。会社の規模や金額にもよりますが、下手すると全額損金計上できなくなります。そして、こういうパーティでよくあるのがお祝いやご[祝儀](#)という形でお金等を頂くケース。この場合、会社としては収益計上する必要が出てきます。

お分かりでしょうか？

パーティーにかかった費用は経費として落ちない上に、貰ったお祝い金等は利益として計上しなければならないのです。この二重損はどうしても避けたいですよね！

解決策は「会費制」にすることです！

これは考え方の問題といえれば考え方の問題です。つまり、お祝いとしてお金を貰うのではなく、パーティ費用の一部をお客さんに最初から負担してもらうという考え方によるのです。「お祝い金を受け取るのは大変恐縮でございますので会費制に代替させていただきます」こんな文句になるのでしょうか。これによれば、交際費の一部を参加者に負担してもらうことになるので、負担額は、交際費から控除することができるのです。

会費制パーティが節税につながるということは「知っ得」ですね！

省エネエアコンを買うと節税になるって本当？

質問日 : 2009/06/29

[CD](#)ケースを製作している小さいメーカーです。[工場](#)にエアコンを導入しようと思ってるのですが、省エネのエアコンを買えばかなりの節税になると聞いたのですが本当でしょうか？

エネルギー需給構造改革推進設備投資促進税制は要チェック！

回答日 : 2009/07/03

エアコンを買うときは必ず確認しましょう。

普通の[エアコン](#)には特別償却も税額控除もないのですが、省エネのエアコンだけはお得な場合があります。

[ガスヒートポンプ](#)エアコン(GHP)といわれるようなエアコンがその対象になります。この優遇税制は、[ガス](#)空調の普及促進という国の政策によるものです。ですので、メーカーの[ホームページ](#)等で、この税制に対応している商品かどうかを確認する必要があります。

エネルギー需給構造改革推進設備投資促進税制とは・・・

期間：平成 18 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日

対象：青色申告書を提出する法人または個人

資本金 1 億円以下の法人(従業員 1,000 人以下)

お得内容

税額控除又は特別償却のどちらか有利な方を選択できます(いずれも 1 年間繰越し可能)。

税額控除

基準取得額の 7%相当額が当期税額から控除されます。

ただし、当期法人税・所得税の 20%が限度です。(超える分は翌年に繰越し)

特別償却

基準取得額の 30%相当額の初年度特別償却が普通償却に加えて計上できます。償却不足分は翌年に繰越し可能。

自社ビルをセールスアンドリースバック、どういうこと？

質問日 : 2009/06/26

創業 50 年の中堅[焼酎](#)メーカーの 3 代目です。先日[リース](#)会社から自社[ビル](#)のセールスアンドリースバックを勧められました。固定資産が圧縮できるとか言われたのですが本当ですか？

セールスアンドリースバックはあくまで一つの手法です！

回答日 : 2009/07/02

セールスアンドリースバックとは・・・

借り手が所有する資産を貸し手に売却し、その資産をリースとして受ける取引。

<メリット>

借りる側は、取引後も変わらずに資産を使用収益できます。

売却益の計上ができます。

資産・負債の圧縮ができます。

固定資産をオフバランスにできます。

会計上の処理

セールスアンドリースバックがファイナンスリース取引に該当する場合、借り手は、物件売却損益を長期前払費用(長期前受収益)として繰延処理し、資産の減価償却割合に応じ[減価償却](#)費に加減して損益を計上します。ただし、リース資産の売却損失が、「当該物件の合理的な見積もり市場価額が帳簿価額を下回る事が明らかな場合」売却損を繰延処理にせず売却時の損失として計上します。

税務上の処理

金融取引(金銭の貸借)であるかどうかを経済的実質により判定する必要があります。

金銭の貸借とならない場合

法人税上のリース取引とされ、リース資産の売買があったとして処理します。
例えば、自社ビルの不動産の証券化、航空会社の[航空機レンタル](#)等があります。
管理業務の省力化であって金融目的でないですからね。

金銭の貸借とされた場合

売買はなかったものとなります。

譲渡人に対する金銭の貸付があったものとして処理されます。

資産譲渡時(5年リース、リース料年間23万円)

現金 100万円 / 借入金 100万円

リース料支払時

借入金 20万円 / 現金 23万円

支払利息 3万円

決算時

減価償却費 5万円 / 建物 5万円 (今までと同じように)

車をリース取引で取得しました！処理は？

質問日：2009/06/26

[豆腐屋](#)を経営している社長です。昨日、車をリースで購入しました。所有権移転とか何とか言われ会計処理の方法が分かりません！教えてもらえますか？

リース取引は契約によって処理方法が変わるので要注意！

回答日：2009/07/01

リース取引とは・・・

[ファイナンス・リース](#)取引と[オペレーティング・リース](#)取引の2種類。

ファイナンス・リース取引は以下の2つ。

所有権移転ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

オペレーティング・リースは、ファイナンス・リース以外のリース。

<注意！>

ファイナンスリース取引とは 解約不能、フルペイアウトの両方も満たす取引。

解約できないリース取引に加え、事実上解約不能(違約金等が高額等)も含む。

フルペイアウトとはほとんどすべての経済的利益を享受すること及び使用に伴って生じるほとんどすべてのコストを負担すること。

具体的な仕訳

100万円の車を5年でリース契約(耐用年数6年,定率法)

所有権移転ファイナンスリースの会計処理

契約時

車両 100万円 / 長期未払金 105万円

仮払[消費税](#) 5万円

リース料支払時

長期未払金 17,500 円 / 現金 17,500 円

決算時(6年で定率法償却)

減価償却費 円 / 車両 円

所有権移転外ファイナンスリースの会計処理

契約時

車両 100 万円 / 長期未払金 105 万円

仮払消費税 5 万円

リース料支払時

長期未払金 17,500 円 / 現金 17,500 円

決算時(5年で定額法償却)

減価償却費 円 / 車両 円

オペレーティングリースの会計処理

契約時：処理なし

リース料支払時

リース料 17,500 円 / 現金 17,500 円

決算時：処理なし

車購入！色々な名目で出費した。どう処理するの？

質問日 : 2009/06/19

[ピザ](#)宅配の会社の経営者です。先日、法人名義で自動車を購入しました。色々な名目で支払いを行いました。どうやって会計処理したらいいのでしょうか？全く分かりません。

注意するのは資産計上するか費用計上するかだけです！

回答日 : 2009/06/30

そもそも資産の取得価額って何でしょう？

購入した[減価償却](#)資産の取得価額(原則)

購入代価

+

事業に使用するために直接要した費用

+

購入のために要した費用(引取運賃、[荷役費](#)、保険料、購入手数料、[関税](#)等)

< 例外 >

しかし、以下の費用は、減価償却資産の取得に関連して支出した費用でも、取得価額に算入しないことができます(つまり法人の自由です)

[不動産取得税](#)又は自動車取得税

新增設に係る[事業所税](#)

[登録免許税](#)その他登記や登録のために要する費用

建物建設等のために行った調査、測量、設計、基礎工事等で、計画変更により不要となったものに係る費用

一旦結んだ固定資産取得契約を解除して、他の固定資産を取得する場合の違約金

固定資産取得のための借入金利子(使用開始までの期間分)
(使用開始後は、期間の経過に応じて損金に算入しなければなりません)

[割賦販売](#)契約によって購入した資産のうちの利息や費用

では、車を買った場合は・・・??

資産計上しても費用計上しても、どっちでもいいモノ
(実務上は費用処理するほうが多いです)

[自動車取得税](#)

車両登録費用

[車庫証明](#)費用

費用計上するモノ

自動車重量税

自動車税

[自賠責](#)保険の保険料

任意保険の保険料

資産計上するもの

購入時に車両に取付けるオプション費用(カーナビ等)

注意すべきリサイクル費用

車を購入するときには、[リサイクル](#)費用という名目での支出もあります。

[シュレッダー](#)ダスト料金

エアバッグ類料金

[フロン](#)類料金

情報管理料金

資金管理料金

< 処理方法 >

は、廃棄まで資金管理法で管理されるので、
リサイクル預託金や長期前払費用として資産勘定に計上します。
は、支払い時点で「支払手数料」等の科目で費用計上します。

長期平準定期保険に加入したら退職金が出るの？

質問日 : 2009/06/10

会社設立 10 年目、従業員 30 名程度のリフォーム会社です。先般、生命保険会社の営業の方から長期平準定期保険を勧められました。退職金用にという話ですがどうということ？

長期平準定期保険は主に役員退職用に利用されます！

回答日 : 2009/06/28

長期平準定期保険と法人税

長期平準定期保険とは・・・

長期平準定期保険とは、保険期間満了時の年齢が 70 歳を超え、かつ、契約時の年齢に保険期間(年数)の 2 倍を加えた数が 105 を超える[定期保険](#)。

契約者	被保険者	受取人
法人	役員・従業員	法人又は全従業員の遺族

保険期間の前半 6 割相当期間 : 1/2 を資産計上、1/2 を損金
残り 4 割相当期間 : 保険料全額を損金 + 資産計上の取崩し
特約部分の保険料は全額損金算入可能です。

死亡保険金が特定の従業員の遺族に入る場合(差別的加入)、
保険料全額が給与として扱われます。

逡増定期保険は期間満了になると満期返戻金はゼロです(定期保険ですから)。しかし、中途解約の場合は、保険料前払い部分が解約返戻金として戻ります。保険期間が相当な長期にわたるため相当額の解約返戻金が発生します。

そのため、主に役員の生存退職金の資金準備の目的で加入するケースが多いですね。

高額な保険料の継続的支払いが可能な安定経営可能な会社、
経営者の年齢が比較的若い(およそ 50 歳以下)の会社(加入年齢が若いほど
高返戻率)等が長期平準定期保険に向いています。

[他の生命保険](#)については説明ページが別にあります。

生命保険・損害保険で節税ってよく聞くけど本当??

質問日:2009/06/10

中小企業の2代目社長に就任した33歳の男です。よく保険会社の人から[生命保険](#)に入って節税しませんか?というお誘いを受けるのですが、これって将来にも役立ちますか?

生命保険は保険によって処理が異なるのでよく考えましょう!

回答日:2009/06/27

定期保険と法人税

[定期保険](#)とは.....

保障期間を契約時に定めた期間に限定し、掛金全額が契約終了時に掛捨てとなるもの。

契約者	被保険者	受取人
法人	役員・従業員	法人
法人	役員・従業員	役員・従業員の遺族

定期保険料・特約保険料ともに損金計上可能です!

但し、受取人が従業員や役員の遺族の場合、

特定の使用人のみを被保険者とする場合は給与となります。

終身保険と法人税

[終身保険](#)とは.....

契約期間の終了がなく、死亡時に所定の保険金が支払われる保険。

契約者	被保険者	受取人
法人	役員・従業員	法人

終身保険料は資産計上、 特約保険料は損金！

契約者	被保険者	受取人
法人	役員・従業員	役員・従業員の 遺族

終身保険料は給与・報酬、 特約保険料は損金！

定期保険特約付終身保険と法人税

[定期保険特約付終身保険](#)とは・・・

終身保険契約をベースとして定期保険を特約の形で付加した保険。

契約者	被保険者	受取人
法人	役員・従業員	法人

終身保険料は資産計上、 定期保険料・特約保険料は損金！

契約者	被保険者	受取人
法人	役員・従業員	役員・従業員の 遺族

終身保険料は給与・報酬、 定期保険料・特約保険料は損金！

養老保険と法人税

[養老保険](#)とは・・・

保障期間を一定に定め、満期時に死亡保険金と同額の満期保険金が支払われる保険。

契約者	被保険者	死亡時	満期
法人	役員・従業員	法人	法人

養老保険料は全額資産計上、 特約保険料は損金！

契約者	被保険者	死亡時	満期
法人	役員・従業員	役員・従業員の 遺族	法人

養老保険料の 1/2 は資産計上、養老保険料の 1/2 は福利厚生費(損金)。
 特約保険料は損金！

契約者	被保険者	死亡時	満期
法人	役員・従業員	役員・従業員の 遺族	役員・従業員

養老保険料は給与・報酬、定期保険料・特約保険料は損金！

<注意！>

定期付養老保険の場合でも考え方は同じです！

定期保険料部分と養老保険料部分が区別できる場合は、それぞれの処理を行います。区別できない場合は、養老保険の処理を全額に対して行います。

1/2 損金計上の場合、特定の使用人のみを被保険者とする場合は給与となります。

個人年金保険と法人税

[個人年金保険](#)とは・・・

保険の仕組みを使い、保険料の拠出が前提となっている年金制度。

契約者	被保険者	死亡時	年金
法人	役員・従業員	法人	法人

個人年金保険料は資産計上、特約保険料は損金！

契約者	被保険者	死亡時	年金
法人	役員・従業員	役員・従業員の 遺族	法人

個人年金保険料の 9/10 は資産計上、1/10 は福利厚生費(損金)。特約保険料は損金！

契約者	被保険者	死亡時	年金
法人	役員・従業員	役員・従業員の 遺族	役員・従業員

個人年金保険料は給与・報酬、特約保険料は損金！

他にも、役員退職金用に使われたりする長期平準定期保険と呼ばれる保険があります。

役員報酬は1年間定額？絶対に変更できない？

質問日：2009/06/10

通信関係の中小企業です。今年は下半期になってから特に業績が悪くなり、非常に危機感を感じています。役員報酬を減らし備えたいのですが可能ですか？

役員報酬額を変更するには相当の理由が必要です！

回答日：2009/06/16

役員¹の定期同額給与²って何なんだ！！

定期同額給与とは・・・

その支給時期が1月以内の一定期間毎の給与で、各支給時期における支給額が同額。

但し、以下は認められます。

会計期間開始の日から3ヶ月経過日までにされた定期給与の額の改定

職制上の地位変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情

(臨時改定理由)による定期給与の額の改定

経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由(業績悪化改定事由)による

定期給与の額の改定(減額のみ)

業績悪化改定事由とは・・・？

役員給与を減額せざるを得ない客観的な事情があるかどうかで判定します。

財務諸表の数値が相当程度悪化したことや倒産の危機に瀕したことだけではなく、経営状況の悪化に伴い、利害関係者(株主、債権者、取引先等)との関係において、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じていれば、これも含まれます。

< 例 >

株主との関係上、業績や財務状況の悪化の経営上の責任から減額せざるを得ない場合

銀行との関係で、借入金返済のリスケジュールの協議において減額せざるを得ない場合

取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合

< 注意！ >

株主が少数の者で占められる場合、役員の一部が株主の場合、株主と役員が親族関係の場合等のよくある中小企業のパターンでは、[親族](#)が認められる可能性は低くなります。減額せざるを得ない客観的かつ特別の事情を具体的に説明できる必要があるでしょう。

についても、減額せざるを得ない客観的かつ特別の事情を具体的に説明できる必要性はありますね。[節税](#)とか利益調整は絶対に認められません。

ちなみに、事前確定届出給与に係る業績悪化改定事由についても上記と同様の扱いです。

がん保険は節税効果があると聞いたのですが本当？

質問日 : 2009/06/03

中小企業の2代目社長です。先日保険代理店の人からがん保険は節税効果があると聞きました。これは本当なのでしょうか？

がん保険の節税効果は他の保険に比べても高いです！

回答日 : 2009/06/08

がん保険、入られていますか？

がん保険は、がんによる生存中の入院、手術費用に備えることが可能な保険です。経営者や役員が、がんの生存中の事業保障資金を準備することが可能なので、法人契約も非常に増えてきているようですね。

がん保険の最大の特徴は、全額損金計上できる点にあります。つまり、節税効果が非常に高い保険なのです。

がん保険の特徴をまとめてみました

がん保険は保険料全額を経費計上できるので、節税効果抜群です！また、解約返戻率は初年度から解約返戻率は高めで、その後ゆるやかに上昇するケースが多いのです。解約返戻率が90%近い商品も出てきています。

具体的にいきましょう。

毎月の保険料が10万円のがん保険に加入した場合、年間の保険料は120万円。10年間継続すると保険料は1200万円になります。

仮に、解約返戻率を90%とすると、1000万円程度は戻ってきます。つまり、保険料を全額経費で落としながら、1000万円の貯蓄があったのと同じ効果が得られるのです！

さらに、経費計上による節税効果（4割程度）がありますので、実質的には1200万円以上の戻りがあるわけですね。節税対策として使わない手はありません！

しかし、解約返戻金が1000万円戻ってきたとしてもこれは「収入」になります。つまり利益が計上されてしまうのです。

しかし、そのための対策として良い方法があります。
それは、解約返戻金を財源として[退職金](#)を支給する規定を設けておくのです。
これによって、解約返戻金に対応した経費(退職金)計上が可能になります。
計画第一ですね！

払った税金が戻ってくる方法があると聞いた。本当？

質問日：2009/06/01

中小企業の経営者ですが、前年に払った法人税が場合によっては戻ってくる可能性が出てきた、と聞きました。これって本当の話でしょうか？

法人税の欠損金の繰戻還付という制度で税金は戻ります！

回答日：2009/06/06

そもそも欠損金の繰戻還付とは何でしょう！？

平成 21 年 2 月 1 日以後終了事業年度から、中小法人等について「法人税の欠損金の繰戻還付制度」が全面的に復活しました！

欠損金の繰戻還付とは・・・

[青色申告書](#)を提出する中小法人([資本金](#) 1 億円以下)等で、前事業年度が「黒字」で法人税を納めた法人が、今事業年度は「赤字」となり欠損金が生じた場合、この欠損金を前期の黒字と相殺し、前期に納付した法人税のうち、納めすぎとなった部分を還付請求できる制度。

計算式

繰戻還付金額 =

前事業年度の法人税額 × 欠損事業年度の欠損金額 / 前事業年度の所得金額

適用要件

還付を受けるようとする事業年度から欠損金発生年度まで連続して青色申告書を提出し、欠損事業年度の青色申告書は期限内に提出する必要があります。

欠損金の繰戻還付の注意点！！

繰戻還付には請求書の提出が必要！

「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を欠損事業年度の確定申告書と同時に所轄税務署長に提出する必要があります。

地方税には繰戻還付の制度なし！

地方税には、欠損金の繰戻還付制度はありません。欠損金の繰越控除のみ！
(つまり、この制度の適用を受けた場合、翌期以降は法人税が納税になっても、
法人住民税の法人税割と法人事業税は納税なしとなる場合があります)

税務調査が来る？

還付請求書が提出された場合、税務署長は税務調査を実施することとされています。

ずっと続く制度！？

今回は期限付きの復活といわれています。平成21年2月1日以後に終了する各
事業年度で生じた欠損金額からが対象となります。

今までは例外を除いては認められていなかった制度です。

(設立後5年以内の中小企業のみ、といった例外はありましたが・・・)

設立3年目。社長から借入金が膨らんでます。ヤバイ？

質問日:2009/06/01

自分で会社を設立して3年たちました。いつのまにか「役員借入金」勘定が膨らんでいます。売上が伸びないときに自分のお金を突っ込んできたせいなのですが、これってこのままほっておいても大丈夫なのでしょうか？対策はあるのでしょうか？

役員借入金も役員貸付金も良いものではないと思って下さい！

回答日:2009/06/05

役員借入金(社長からの借入金)のマイナス効果は？

経理処理が適切である限り、会社の税金上で問題となることはまずありません。ただ、多額の債務超過は銀行[与信](#)上などで問題視されるケースは考えられますね。ちなみに、この場合に支払利息の計上は通常なら必要になりますが、役員等の個人からの借入については、[営利](#)目的ではない以上、利息計上の必要はありません。税務上モメルこともないです。

税務上で問題となるのは、借り入れた役員が死亡したときです。

なぜなら、この借入金は役員から見ると貸付金で、れっきとした相続税上の財産となるからです。

この「役員借入金」は相続税法上、額面評価されるので評価を圧縮できません。

会社が[債務超過](#)の場合には「自社株」の評価がゼロになるにもかかわらず、です。

現実的に返済不可能な貸付金を相続せざるを得ず、一方でその分だけ相続税が増える。

会社から返済を受けることができない場合には相続税の納税資金不足に陥るリスクすら

あるんです。

所得税におけるマイナス要因も！！

実務でよくある話なのですが、役員報酬として支払った資金を、「役員借入金」により会社に戻すケース。これって、よく考えてください。その分役員報酬が膨らんでいるわけですから、それに見合う源泉所得税や社会保険料も上がります。完全に無駄になります。

役員借入金は早めに減らそう！

借入金放棄

役員が存命のうちに、貸付債権を放棄をすれば相続財産とされることはありません。また、この放棄により役員側への課税もありません！

しかし、会社は債務免除益の計上が必要です。そこで、よくやる手法は繰越欠損金や赤字計上年度に行うんですね。タイミングが大事です！

(場合によっては[贈与税](#)や[留保金課税](#)を受ける可能性があります)

DES：[デット・エクイティ・スワップ](#)

「役員借入金」を「資本金」に振替えることです。

これにより、役員の財産は貸付金から株式に変わるため、相続の際の評価圧縮も可能！「役員借入金」を[現物出資](#)するDESという手法は、資金移動が不要で増資手続も簡略！（DESによる[金銭債権](#)の現物出資にあっては、資本金の額はその金銭債権の時価！）

(ただし、[均等割額](#)の増加や[外形標準課税](#)の適用対象になる可能性もあります)

役員報酬を「役員借入金」返済への組み替える！

役員報酬を減額し、その差額を「役員借入金」の返済原資に充てるのです。無駄な源泉所得税や社会保険料負担が抑えられるので、役員の実質手取額はそれほど減少しないのが通常です。ただし、役員退職給与規定に手当てがなされていない場合には役員退職金が減少することがありますので注意が必要です。

(ただし、役員借入金の返済は損金ではありませんので、役員報酬減額分だけ損金が減りません = 節税逆効果になります)

役員貸付金の場合は・・・

税務上は貸付金に見合う受取利息を計上しなければなりません。また、役員貸付金は銀行がよく嫌がります。当然ですね。

融資を実行しても、個人等の貸付が流用されるのではないかと危惧しますから。

一番の対策は、役員報酬の増額です。 で、その増額分を役員貸付金と相殺させていくのです。

他に、「役員への貸付金を精算するタイプの生命保険」を使う手法もあります。

事務所の修繕で3千万円！これ全部費用にできる？

質問日：2009/06/01

中小企業の経営者です。従業員が増えた影響で事務所の至る所にボロが出始めました。今年だけで修繕に3千万円も使いましたが、これってすべて経費計上できるのでしょうか？

修繕工事ならば何千万円でも経費にできます！

回答日：2009/06/03

修繕費なのか固定資産計上なのか？

これについては以前の[Q & A](#)でも回答しました。
基本ラインをまとめると以下ようになります。

[固定資産](#)の修理か改修に伴って、価値が高まったり[耐用年数](#)を延長するような場合は固定資産計上が必須です！

しかし、20万円未満であれば固定資産計上せずに修繕費処理しても大丈夫！

どちらか迷う場合には、迷う規定があります。

金額が大きい修繕費

以上のように考えると、例え何億円かかる修繕費であっても、修繕としての費用ならば、全額修繕費として損金計上できるはずですが、

[税理士](#)さんの中には、多額の修繕費を資産計上したがる方も多いのですが、これは20万円ルールが変に解釈されている可能性があります。

修繕費としての内容：「価値が高まらない」「耐用年数が延びない」ならば、無条件で費用計上できます！！判断に迷うときだけ、ちょっとしたルールがあるということです！

税務調査でも問題として指摘されることはあまり考えられません。

しかし.....

金額が大きい修繕の場合、本当に「修繕費」に該当するかどうかについて、
税務調査では確認を求めてくる可能性がありますね。

その対策としては以下の2点です。

修繕前、修繕後の証拠写真や工事見積書などの明細を保管する。

工事請負業者からの明細書や見積書には、しっかり「修繕」という文字
を書いて、修繕であることを明らかにしてもらう。

([建設](#)業者さんは『増改築』や『改装』といった単語を無意味に使います)

インフルエンザ対策が節税になるのですか？

質問日 : 2009/05/25

インフルエンザ対策に向けて、会社としても何らかの準備をしておきたいと思っています。マスクやハンドソープやうがい薬等が挙げられると思うのですがこれらが節税効果を生むというのは本当でしょうか？

インフルエンザ用マスクは最適の節税になるかも！？

回答日 : 2009/05/29

決算前に消耗品を購入する節税

消耗品は、節税の観点からは結構王道です。

一定数量を取得し、かつ、経常的に消費する場合、その消耗品を棚卸しせずに、取得時に全額経費として計上ができます。

本来は税法では「使用日」に経費になることになっています。つまり使っていないものは買っただけでは経費にならないのが原則です。でも継続的に使用する消耗品であれば購入日に経費にしてOKという特例が認められています。

とはいえ、期末時に一時的に大量に購入したものなどは、当期の経費として計上できません。

遅くても決算日2ヶ月前からの決算対策として、利益が出そうな場合は消耗品を購入していきましょう！

事務用品でも作業用消耗品でも包装材料でも広告用印刷物でも同じ発想です。

ちなみに、パソコン等の備品に関しては取得価額が

10万円未満(要件を満たせば30万円まで)であれば、一時に経費に計上できます。

< 注意！ >

切手やハガキや商品券等は期末に残っているものは「貯蔵品」として経費から除外する必要があります。

今、注目されるのはマスクです！

[インフルエンザ](#)や[花粉症](#)等の防止としての高性能[マスク](#)も消耗品として計上できます。

一定量であれば、購入日に経費計上できるのでお得ですね。

そして、この一定量もそれなりの金額になるのがマスクの特徴です。

厚生労働省が2週間程度の備蓄を求めていますし、インフルエンザ等の[ウイルス](#)に対応するためのマスクは1個あたりの金額が1,000円程度します。

これらのマスクが市場の4割引で買えるのが節税の良いところですね。

インフルエンザ等のウイルス対策用のマスクについては[こちらのページ](#)をご覧ください。詳しい情報が掲載されています。

従業員に退職金を払いたいのですが、資金繰りが・・・

質問日 : 2009/05/05

設立 35 周年の中小企業の 2 代目社長です。このところ、多くの退職者が出てきています。何とか退職金を支払うのですが、資金繰りも簡単ではありません。退職金をうまく払えるような手立てはあるのでしょうか？

退職金を楽に支払う方法 = 中小企業退職金共済本部！

回答日 : 2009/05/24

退職金を楽に支払う方法

従業員が[退職](#)する際に退職金を支払いたいと思う経営者は多いはずですが、でも、退職金は資金的負担が大きく資金繰りが難しいと考えておられる経営者の方がおられるのも事実です。

そこで、お勧めなのは「[中小企業退職金共済](#)」です。

この制度は、「中小企業退職金共済本部」という国の運営機関に毎月掛け金を支払えば、従業員が退職したときには会社に替わって[中小企業退職金共済本部](#)が退職金を支払ってくれるという制度です。

中小企業退職金共済本部の特徴

掛け金は従業員毎に決定できます。

掛金は 16 種類(月額 5,000 円 ~ 30,000 円)の中から選択できます。

掛金は全額が経費になります(個人事業主も OK。節税効果あり)
(納付日の属する事業年度の損金 = 未払時は損金計上不可)

加入当初は掛金の一部を国助成してくれる制度もあります。
(掛金月額 2 分の 1(従業員毎上限 5,000 円)を加入後 4 か月目から 1 年間、国が助成)

支払われる退職金は、基本退職金 + 付加退職金のイメージです。

掛金は消費税法上、「非課税」 = 仕入税額控除はできません！

< 注意点！ >

従業員全員を加入させなければなりません。

役員は加入できません。([使用人兼務役員](#) は加入可能です！)